

目的税の使途について

入湯税

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に使う目的税です。

単位：千円

事業名	令和8年度 当初予算額		充当額	充当率
	事業費	うち一般財源		
環境衛生施設整備事業	83,871	83,871	7,967	9.5%
消防施設等整備事業	74,665	9,265	9,265	100.0%
観光振興事業	65,220	63,220	27,768	43.9%
合計	223,756	156,356	45,000	

都市計画税

都市計画税は地方税法第702条の規定により、道路・公園などの都市計画事業及び、これらの事業を行うために過去に発行した市債の元利償還金に使う目的税です。

単位：千円

事業名	令和8年度 当初予算額		充当額	充当率
	事業費	うち一般財源		
街路事業 河芸町島崎町線	53,334 53,334	5,334 5,334	3,887 3,887	72.9%
公園事業 岩田池公園	272,061 272,061	16,361 16,361	11,922 11,922	
下水道事業 下水道事業会計繰出金	154,441 154,441	154,441 154,441	112,540 112,540	
公債費 一般会計	2,940,464 157,353	2,940,464 157,353	2,142,689 114,662	
土地区画整理事業特別会計繰出金	123,070	123,070	89,680	
下水道事業会計繰出金	2,660,041	2,660,041	1,938,347	
合計	3,420,300	3,116,600	2,271,038	

